

業務指示書

ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト・フェーズ2

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年4月8日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年4月14日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：紛争和解にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／紛争解決制度）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：紛争和解にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地方行政／コミュニティ分析】

- 1) 類似業務の経験：地方行政／コミュニティ分析にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年4月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(NPR1 = 1.207 円 , US\$1 = 119.64 円 , EUR1 = 129.83 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 4月30日(木) 15:15 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/紛争解決制度
地方行政/コミュニティ分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

43.20 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年5月15日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト・フェーズ2

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／紛争解決制度	(32.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 地方行政／コミュニティ分析	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ネパールは1996年から内戦状態にあったが、2006年11月のネパール政府とマオイストとの包括的和平協定の合意後、2007年1月の暫定憲法成立、2008年4月の制憲議会選挙実施、同年5月の王制から連邦民主共和制への移行等、民主化及び和平プロセスが進展している。その後、連邦制の在り方に関する議論に決着がつかないまま2012年5月に制憲議会が解散する等政治的混乱が続いていたが、2013年11月には第2回制憲議会選挙が大きな混乱もなく実施された。他方で、地方選挙は1997年以降実施されておらず、未だ地方議会が存在しない状況となっている。このような民主化プロセスの過程において、異なった文化や社会的規範が尊重されることでこれまでの「共通の価値観」等の共有が困難になり、また伝統的な紛争処理方法が機能しなくなる等の状況により、住民間の些細な揉め事（金銭の貸し借り、名誉毀損、土地・水利用をめぐる争い等）が頻発しており、時として政党間の対立にまで発展する状況も散見される。

かかる状況の中、地域のコミュニティ・レベルにおいて争議者双方が受け入れる住民から選ばれた第三者（調停人）が双方の合意形成の手助けを行う紛争解決方法（コミュニティ調停）の確立が急務となり、アジア財団がNGOと共にコミュニティ調停活動を開始した。また、JICAは2010年1月から2014年10月まで、「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト（以下、「先行プロジェクト」）」を実施した。先行プロジェクトではパイロット2郡（シンズリ郡及びマホタリ郡）の20ヶ村を対象にコミュニティ調停の実施能力向上を図っており、コミュニティ調停センター設立・運営支援の他、調停人研修のための研修モジュール及び教材の作成を行った。現在では全20ヶ村の村落開発委員会（Village Development Committee: VDC）でコミュニティ調停センターが運営され、これまでに18人が調停人講師となるためのトレーナー研修を、557人が調停人技術研修を修了した。また、全20ヶ村で合計451件の紛争事案が登録され、うち78%にあたる351件で和解が成立（2014年7月現在）する等、パイロット郡におけるコミュニティ・レベルでの調停人育成及び紛争解決には一定の成果をあげた。

また、先行プロジェクトは、その成果の結果、連邦制・地方開発省（Ministry of Federal Affairs and Local Development: MoFALD）が実施する地方行政能力強化の国家プログラムである「ローカルガバナンス・コミュニティ開発プログラム2」（Local Governance and Community Development Program II: LGCDP II¹）の1コンポーネントに組み込まれ、ネパール政府及び他開発ドナーからも国家プログラムとして認識されると共に、コミュニティ調停がMoFALDにより提供される行政サービスとして位置付けられるための礎を築いた。

同時に、先行プロジェクトでは多くの課題も浮き彫りとなった。先行プロジェクトにお

¹ LGCDP II 下ではドナー協調が強く推奨されており、ネパールの地方行政セクターへの貢献を行う開発ドナーは、LGCDP の枠組みの中での貢献を、財政フル支援もしくは連携支援の形で行うことが求められている。先行プロジェクト及び本プロジェクトはLGCDP II の成果6（サービスの提供及び地方インフラストラクチャーが向上・改善する）への貢献として位置づけられている。

ける調査結果によれば、コミュニティ調停を導入しているのは全国 75 郡中 31 郡に留まり、これら 31 郡についても全村でコミュニティ調停が導入されている訳ではなく、いずれかの村にて限定的に導入されているのみである。同 31 郡における村を単位とする普及率は 28.23%（2014 年 2 月現在）と著しく低く、先行プロジェクトを通じてコミュニティ調停が LGCDP II の 1 コンポーネントとして組み入れられたものの、未だ国の制度として確立し普及されるまでには至っていない。また、これまで様々な開発ドナーや NGO が各々のモダリティでコミュニティ調停を実施してきており、コミュニティ調停人育成やコミュニティ調停実施に係る手順や方法論といったものが共通化されておらず、ネパール政府内でコミュニティ調停実施に係る調整機能が確立されていないといった問題も存在する。更には、先行プロジェクトの終了時評価において、①行政サービスの一環として持続性を確保するためのコミュニティ調停センターにおける争議登録の徹底、②VDC と郡開発委員会（District Development Committee: DDC）でのコミュニティ調停活動のモニタリング・報告・フィードバック制度の確立、③コミュニティ調停活動のための予算計上、④紛争の整理や争議の相互紹介制度のための紛争管理に関わる郡レベルの関係者との連携・調整強化の必要性が指摘されている。

加えて、2014 年 4 月に施行された調停法に基づき司法調停及びコミュニティ調停双方を監督する調停評議会が設立され、同評議会においてもコミュニティ調停実施を巡る議論が開始されたことにより、コミュニティ調停に係る施策（案）（通称「ナガルコット宣言」）²の検討が行われており、この動きを後押しすることが求められている。また、実施における手続き及び実施ガイドライン等の整備、普及のためのロードマップ作成等を早急に行い、コミュニティ調停普及を促進していくことも必要である。

かかる背景により、MoFALD はコミュニティ・レベルでの紛争解決能力向上は今後の地方開発における重要課題であり、コミュニティ調停を行政サービスと位置づけ、国の制度として確立し実施していくことが必須との立場から、コミュニティ調停の全国的拡大を志向しつつ、まずは前述の 31 郡での普及を目的として、我が国に「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト・フェーズ 2（以下、「本プロジェクト」）」の実施を要請した。JICA は、要請の背景、内容、ニーズを調査・確認し、本プロジェクトの事前評価を行い、本プロジェクトの内容・枠組みについて先方政府関係機関と協議し、2015 年 2 月 2 日に討議議事録（R/D）の署名・交換を行った。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト・フェーズ 2

² 2014 年 7 月 25 から 26 日にかけて、MoFALD 及びコミュニティ調停ソサエティ主催によるワークショップ（於：ナガルコット）が開催され、主催者及び調停評議会、司法省、最高裁判所、コミュニティ調停連合及び NGO が参加し、調停法の解釈と実施、調停に関する各省庁間の職掌・担当整理等にかかる協議が行われ、協議及び合意結果の文書化のための作業グループ設置が決定された。後日、同作業グループによる施策（案）「ナガルコット宣言」が提出されて、本業務指示書作成時点では関係者内で協議がなされている状況である。

(2) 対象地域

普及対象地域：31 郡（既にいずれかの村にコミュニティ調停が導入されている郡）、最終的にはベースライン調査後確定予定。

優先的普及地域：ベースライン調査後（プロジェクト開始約 6 ヶ月後を目途）、調査結果を元に地域（普及対象地域 31 郡から 3 郡程度を想定）を決定。

(3) 上位目標

MoFALD が全国で実施するコミュニティ調停サービスに対し全国の地域住民のアクセスが可能となる。

(4) プロジェクト目標

MoFALD によるコミュニティ調停の全国普及のための能力及び仕組みが強化される。

(5) 期待される成果

成果 1：全国で実施されているコミュニティ調停を中心とする紛争管理の実施状況が調査され、分析される。

成果 2：コミュニティ調停の全国展開のための政策及びロードマップが作成される。

成果 3：コミュニティ調停に関する管理、事務能力が研修を通じて向上する。

成果 4：コミュニティ調停センターが設置され、コミュニティ調停を中心とした紛争管理、運営が適切に機能し続ける。

成果 5：ドナー、NGO 等、調停に関係する組織間の調整メカニズム（ステークホルダーミーティング等）が強化される。

成果 6：コミュニティ調停がコミュニティ・レベルの効果的な紛争解決手段として地域住民に認識される。

(6) 実施機関

- ・ MoFALD（地方開発調整課（旧地方自治体支援課））
- ・ DDC 及び VDC

3. 業務の目的

本プロジェクトは、MoFALD がコミュニティ調停サービスを全国普及するために必要な基盤整備を行うことにより、MoFALD のコミュニティ調停の全国普及のための能力及び仕組みの強化を図り、もって全国の地域住民のアクセス可能なコミュニティ調停サービスの提供に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2015年2月2日に署名された討議議事録（R/D）に基づき実施される本プロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務方針及び留意事項

（1）プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜機構に提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅延なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、打合簿の取り交わし、契約の変更等）を取ることとする。

（2）コミュニティ調停普及の方向性

本プロジェクトは先行プロジェクトにて確立されたコミュニティ調停実施モデルを基として、MoFALDによるコミュニティ調停を行政サービスとして制度化及び普及のための取り組みに対する支援を行うものである。

MoFALDはコミュニティ調停の普及を目指しているが、一度に国内で普及させることは困難であることから、これまで何かしらの形でコミュニティ調停が行われてきた31郡を本プロジェクトでの対象とし、また31郡内においても優先順位をつけ順次導入していくことで合意している。

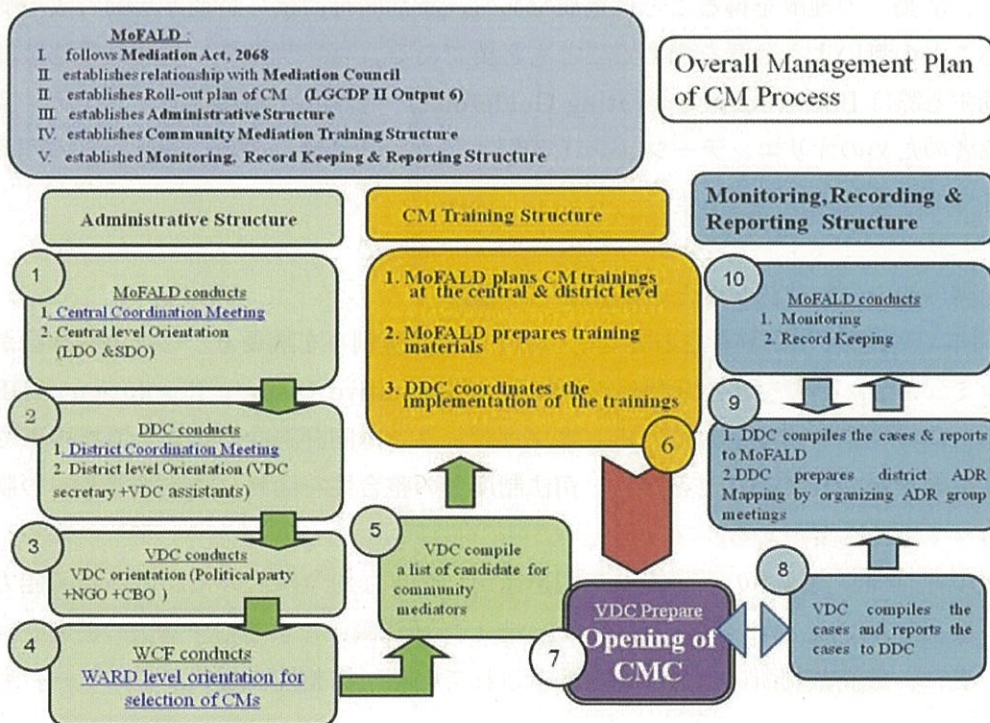
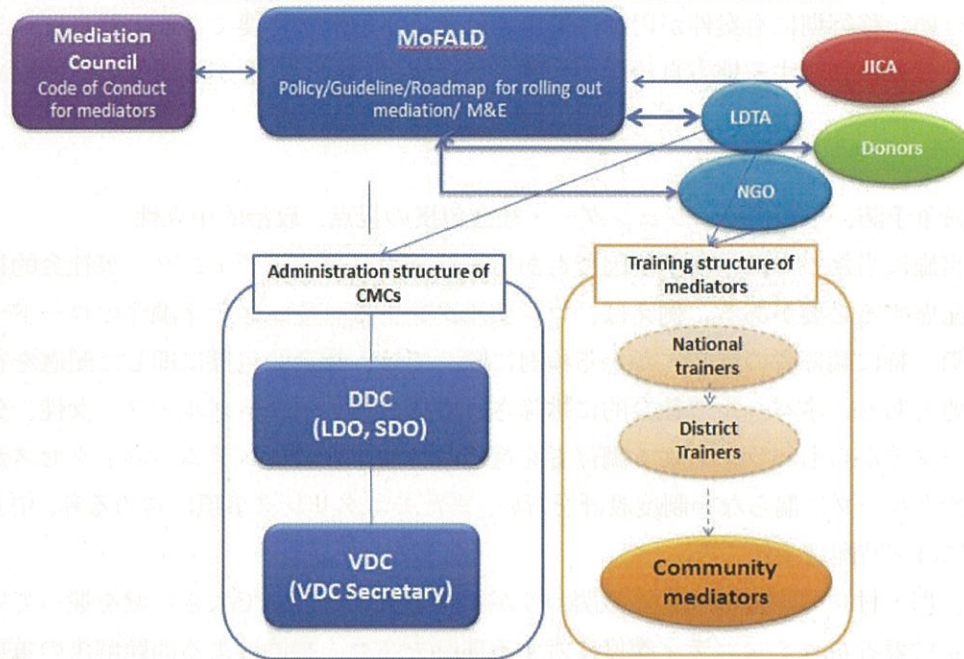
本プロジェクトでは、まずベースライン調査を実施し、コミュニティ調停活動普及の優先順位を明確にした上で、普及にかかるロードマップを作成する。そのロードマップに沿ってコミュニティ調停を導入すべく、地方行政官へのコミュニティ調停活動運営管理研修及びオリエンテーション実施、コミュニティ調停人技術研修実施支援等を行い、MoFALDがコミュニティ調停を普及するための制度及び実施体制を確立していく。

また、ベースライン調査の結果コミュニティ調停普及の優先順位が高いと判明した郡の中から、MoFALDと協議の上本プロジェクトにて支援する地域を選定する（以下、「優先的普及地域」）。優先的普及地域においては、村レベルにおけるコミュニティ調停センター開設やVDC-DDC-MoFALD間のモニタリング・報告システムの確立等を支援し、コミュニティ調停のニーズの高い地域における速やかな活動開始と実施を支援する。

また、コミュニティ調停を国の制度として機能させていくには、コミュニティ調停に関連するネパール側関係者（MoFALD、調停行議会、最高裁判所、司法省、ネパール警察、

平和復興省、女性子供社会福祉省等) 内、更にはこれらネパール側関係者と他の開発ドナー及び NGO との情報共有及び活動の調整が重要となってくることから、それぞれの活動に対する理解促進のワークショップやセミナー等を開催し、これら関係者とのネットワーク及び協力関係を構築する。

なお、コミュニティ調停普及のための実施体制、先行フェーズで提案されたコミュニティ調停プロセスは以下図の通り。



(3) 地方分権化、連邦制への配慮

ネパールでは現在新憲法制定作業が進行しており、2015年1月22日が期限であったものの、各政党の意見がまとまらず制定には至っておらず、引き続き連邦制、地方分権化の具体的な形に関する議論がなされているところである。現段階ではいつの時点で憲法制定となるかは予測できないものの、憲法制定後まもなく連邦制移行が開始されることが想定されている。DDC及びVDCの機能に係る事項について、コンサルタントは定期的な情報収集を行い、移行期にも案件が円滑に実施されるよう配慮が必要である。特にプロジェクトのフレームに影響する地方自治体の体制の変化等には留意しながら情報収集を進めること。

(4) 紛争予防、平和構築、ジェンダー・社会包摂の視点、政治的中立性

案件実施に当たっては、紛争要因でもある民族・カースト・ジェンダー等社会的格差にも十分配慮する必要がある。例えば、コンサルタントはコミュニティ調停のロードマップ作成の際、特に調停者の選定にかかる検討に際しては、社会的包摂に即した配慮を行うことが必要である。ネパールで社会的に排除されてきた低カーストグループ、女性、先住民グループ等からもバランスよく調停者を選定し、紛争管理システムへのアクセスが一部の市民やグループに偏らない制度設計を行い、またモニタリング事項に含める等、中立性、平等性には常時配慮すること。

また、郡・村レベルでは政党との関わりが開発事業実施の上で大きな鍵を握っている。地方政党代表者がコミュニティ調停に対する理解を高め、調停による問題解決の重要性を認識し、活動への理解を得ることは重要である。また同時に彼らが調停活動に政治的に介入することの無いよう合意を求めることも必要である。コンサルタントは対象地域において活動する際はBoG (Basic Operating Guidelines)³を活用する等、コミュニティ及び地元関係者のためのオリエンテーション(成果4にかかる活動)の際に政党からの理解を求めるよう努めること。

(5) 調停法を含む司法制度との整合性への配慮

2014年4月に調停法が施行されたことに伴い、最高裁判事を議長とする調停評議会が発足し、コミュニティ調停を含む裁判外紛争解決(Alternative Dispute Resolution: ADR)の制度化に向けた動きが加速している。本プロジェクトは同評議会の監督と連携の下で実施することが求められていることから、司法制度との整合性を図りつつ全国普及への制度設計を行っていく必要がある。

また現在JICAが実施中の「ネパール国迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」では、コンポーネントの1つとして司法調停による紛争解決の促進を図っている。更に、最高裁判所にはJICAから派遣されている「法整備支援アドバイザー」も派遣

³ <http://www.un.org.np/thematicareas/bogs>

されているため、随時情報収集のための意見交換を行うこと。

(6) 中央レベル及び現場レベルでのネパール側関係機関との連携推進

コミュニティ調停が実施される現場においては、他の開発ドナーや NGO の他、女性・子供・社会福祉省が支援する住民組織のパラリーガル委員会 (Paralegal Committee) や平和構築省の地方機関である地方平和委員会 (Local Peace Committee) も ADR 活動を行っている。また、住民は紛争事案をコミュニティ調停センターではなく警察や村の長老等に届け出ることも多く、行政サービスとしてコミュニティ調停活動を担う DDC・VDC の他、これら関係者との情報共有及び連携を行いつつ、要すれば双方向的に事案のリフェラルが行えるよう関係を構築することが必要である。また、現場レベルで効果的な連携を図っていくためには、コミュニティ調停に対する中央レベルの理解促進及び関係省庁の連携も鍵となってくるところ、中央・現場両レベルでの関係構築を行いつつ連携を図るためのメカニズムを構築すること。

(7) PDM 指標のターゲット値の改定・決定

PDM 指標のターゲット値を設定しているが、ベースライン調査後、ネパール側関係者間で協議し、必要に応じて修正した上で、JICA の確認を得ること。その後、第 1 回目の Joint Coordination Committee (JCC) において、JCC メンバーの合意を図ること。

(8) 特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- a) ベースライン調査実施方法
- b) コミュニティ調停全国普及にかかるロードマップ作成方法
- c) DDC・VDC 行政官向けコミュニティ調停研修・オリエンテーション実施枠組
- d) コミュニティ調停人技術研修実施枠組
- e) 第三国視察研修
- f) 広報・啓発活動

6. 業務の内容

(1) ワーク・プラン (案) の作成・協議

先行プロジェクトの成果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン (案) (英文) に取りまとめる。

同プランを基に、ネパール側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有すると共に、ワーク・プランとして取りまとめる。

【成果1にかかると活動】

(2) ベースライン調査の実施

普及対象地域 31 郡及び同郡内の村における普及の優先順位を明確化するためにベースライン調査を行う。ベースライン調査はコミュニティ調停以外の ADR についても対象とし、プロジェクト開始時点での問題点及び課題等を抽出した上で、各郡及び村におけるコミュニティ調停のニーズ分析を行う。ニーズ分析のためのクライテリアについては以下のようなものがあげられるが、最終的には MoFALD と協議の上決定する。また、ベースライン調査結果はネパール側関係者と共有する。

- 人口規模
- 裁判所に持ち込まれている事案数（訴訟数＋裁判待ち争議数が多い地域）
- グッドガバナンス指標の低い地域
- コミュニティ調停実施度合

(3) 中央レベルワークショップの実施

ベースライン調査にて抽出された問題点及び課題を議論すべく、中央レベル関係者とのワークショップを開催する。参加者はネパール側からは MoFALD の他、コミュニティ調停以外の ADR 及び司法アクセス向上を実施する機関、治安当局者等政府関係者、またコミュニティ調停を実施する他の開発ドナー及び NGO 等 50 人程度を想定しているが、MoFALD と協議の上決定する。

(4) ADR 活動マッピングの作成及び定期的な更新

31 郡内における ADR 活動に関するマッピング（実施者、活動地等）を行い、同郡内の ADR 活動を継続的に把握する。マッピングについては、郡レベルで行い、先行プロジェクトにて作成した「コミュニティ調停支援状況マップ」を活用し、1 年に 2 回程度更新し、関係者と共有する。また、プロジェクト終了後も DDC から上がってくる報告書を基に更新が行えるよう、MoFALD に対してマッピング作成及び更新にかかる指導を行う。

(5) 先行プロジェクトでの成功事例及び教訓の取り纏め及び関係者への共有

先行プロジェクトのパイロット郡内 20 ヶ村を調査し、同地域におけるコミュニティ調停の成功事例及び教訓を抽出・分析・整理の上、本プロジェクトに活用するための事例集として取り纏める。また、事例集は MoFALD、DDC 及び VDC の他、開発ドナー及び NGO と共有する。

【成果2にかかると活動】

(6) コミュニティ調停実施のための施策（案）承認支援及び普及のためのロードマップの作成

現在実施されているコミュニティ調停に係る施策（案）通称「ナガルコット宣言」にかかる関係者内の議論をモニタリングし、MoFALD に対して施策（案）承認手続き等にかかる支援を行う。

更に、上記施策（案）を念頭に置き、ベースライン調査結果を活用してコミュニティ調停普及のためのロードマップを作成する。コンサルタントはプロポーザルにおいて具体的な調査及び作成方法を提案すること。なお、ロードマップ作成にあたっては、①実施責任機関、②郡および村の優先順位付け、を明記する他、③コミュニティ調停運営管理研修・コミュニティ調停人技術研修の実施枠組み及び研修タイムライン、④コミュニティ調停センター開設方法及び手順、⑤コミュニティ調停センターにおける争議登録及び記録、⑥モニタリング及び報告システム、⑦予算計上・請求方法等、について整理し提案する。また、作成したロードマップは MoFALD と共に内容を最終化し、実施の合意を取り付ける。

（7）ロードマップ内容共有のためのワークショップの開催

作成したロードマップ内容の周知及び理解促進を目的としたワークショップを開催する。参加者は中央レベルワークショップと同様、ネパール側は MoFALD の他、コミュニティ調停以外の ADR 及び司法アクセス向上実施機関、治安当局者等政府関係者、コミュニティ調停を実施する他の開発ドナー及び NGO 等 50 人程度を想定している。

これまで他開発ドナー及び NGO は既存の行政体制を活用せず、直接現場への支援を実施してきている事実に鑑み、MoFALD が国の制度として目指すコミュニティ調停普及の方向性を説明しつつ、他開発ドナー及び NGO の既存の活動を阻害するのではなく、促進していくような制度であることを説明し理解を得る。

【成果 3 にかかる活動】

（8）中央レベルのリソースパーソンに対する研修の実施

村レベルでの円滑なコミュニティ調停実施においては、中央における関連省庁のコミュニティ調停業務に関する理解、関連省庁間のコーディネーション、更には関連省庁の地方出先機関に対するコミュニティ調停実施調整にかかる業務指示及び支援が重要となってくる。よって、中央レベル関連省庁のリソースパーソン（20 名程度を想定）に対し、コミュニティ調停実施にかかる運営管理研修及びコミュニティ調停人技術研修を実施する。また、本研修実施を通じて、コミュニティ調停関連省庁間の業務調整委員会を設置する。

（9）地方行政官へのコミュニティ調停運営管理研修教材の作成

DDC勤務の地方開発官（Local Development Officer: LDO）及び社会開発官（Social Development Officer: SDO）がVDCに対してコミュニティ調停実施支援が出来るよう、またVDCレベルでは、VDC秘書官及びVDCアシスタントがコミュニティ調停活動及びコミュ

ニティ調停センター運営に関する業務が遂行出来るよう、ロードマップに基づき、これら地方行政官に対し実施する研修のための教材を作成する。

先行プロジェクトの終了時評価では、①行政サービスの一環として持続性を確保するためのコミュニティ調停センターにおける争議登録の徹底、②VDCとDDCでのコミュニティ調停活動のモニタリング・報告・フィードバック制度の確立、③コミュニティ調停活動のための予算計上、④紛争の整理や争議の相互紹介制度のための紛争管理に関わる郡レベルの関係者との連携・調整強化、といった点が指摘されているため、これら課題が解決されるための研修内容を含める。また、研修では、講義、ブレインストーミングセッション、討議、個人/グループ・エクササイズ、ロールプレー、ケーススタディといった複合的な教授法の活用を想定し、それらに対応できる研修教材を作成する。

(10) DDC 行政官向けコミュニティ調停運営管理研修の実施

ロードマップに基づき、上記(9)にて作成した研修教材を活用し、普及対象地域31郡のLDO、SDO等DDC行政官に対し研修を実施する。研修はカトマンズにて8日程度のものを10回程度の実施を想定しているが、コンサルタントはプロポーザルにおいて具体的な実施方法を提案すること。

(11) VDC 行政官向けコミュニティ調停運営管理オリエンテーションの実施

ロードマップに基づき、上記(9)にて作成した研修教材を活用し、普及対象地域31郡内のVDC行政官等、具体的にはVDC秘書官、VDCアシスタント、ソーシャル・ムービライザーに対し、コミュニティ調停実施開始にかかるオリエンテーションを実施する。研修は各郡にて1日程度、実施回数は10回程度を想定しているが、コンサルタントはプロポーザルにおいて具体的な実施方法を提案すること。

(12) コミュニティ調停人技術研修実施の支援

ロードマップにて規定された研修枠組み及びスケジュールに基づき、MoFALDが郡レベルで実施する調停人マスタートレーナー研修の実施支援を行う。参加者は普及対象31郡より5名程度、日数は15日程度、実施回数は10回程度を想定しているが、コンサルタントはプロポーザルにおいて具体的な実施方法を提案すること。また、使用する研修教材は先行プロジェクトにて作成したものをを使用することを想定しているが、要すれば内容を改定の上使用する。

(13) 第三国における視察研修の実施

1) 他国(アジア諸国等)におけるコミュニティ調停を含むADRに関する制度設計及び実施方法、他国における好事例を学び、ネパールにおけるコミュニティ調停普及と制度確立に生かすことを目的として視察研修を行う。同研修はプロジェクト実施期間中1回(一週

間程度)の実施とし、参加者は中央レベルの行政官10名程度を想定している。コンサルタントはプロポーザルにおいて視察研修の概略について提案すること。なお、先行プロジェクトではインドネシアにて実施している。

(14) 他郡におけるコミュニティ調停活動視察の実施

コミュニティ調停実施の好事例を学び、関係者(LDO、SDO、VDC秘書官、VDCアシスタント、調停人等)との意見交換を目的に、郡間の視察研修をプロジェクト期間中3回程度実施する。視察の際はコミュニティ調停のみならず、その他ADR実施機関・団体の活動も視察し、これら機関・団体との連携強化のための意見交換を実施する。好事例及び意見交換等で得たコメント及びフィードバックは報告書に取り纏め、関係者と共有する。視察日数は数日、参加者は10名程度を想定しているが、コンサルタントはプロポーザルにおいて視察研修の概略について提案すること。

【成果4にかかる活動】

(15) 地元住民へのオリエンテーション実施の支援

ロードマップに基づき、ベースライン調査結果を踏まえて決定した優先的普及地域において、VDCが地域住民に対して実施するコミュニティ調停センター開設及びコミュニティ調停活動開始前に行うオリエンテーション実施をDDCと共に支援する。

(16) コミュニティ調停センター設立の支援

優先的普及地域において、ロードマップにて規定されたコミュニティ調停センター開設方法・手順に基づき、DDC支援の下VDCがコミュニティ調停センターを設立できるよう支援する。また、設立支援を通じて確立された設立方法・手順等については取り纏め、他郡への普及の際に活用できるガイドラインを作成する。

(17) 地方・中央間のモニタリング及び報告システムの提案

ロードマップに基づき、優先的普及地域において、コミュニティ調停以外の通常業務にかかるVDC-DDC-MoFALD間のモニタリング及び報告システムの現状を把握し、問題点を分析する。その上で、望ましいモニタリング及び報告システム(作成責任者、作成回数、提出方法、報告ツール等含む)を提案する。先行プロジェクトではモニタリング及び報告ツールが試行的に導入されていたことから、ツールについては要すればこれを改定し、作成したツールは他郡でも活用することを想定しMoFALD、DDC及びVDCに提案する。

(18) 地方・中央間のモニタリング及び報告システムの導入・実施の支援

ロードマップに基づき、優先的普及地域において、(17)にて提案されたモニタリング及び報告システムを導入し、VDC-DDC-MoFALD間で定期的なモニタリングの実施及び報

告が円滑に実施できるよう支援を行う。またこの支援を通じ、導入時に発生した問題を分析の上、より活用しやすいツールへと改定する。

(19) コミュニティ調停活動普及状況把握及び定期的な情報更新の支援

優先的普及地域において、ロードマップに基づく普及状況を把握するために DDC が作成する普及済み VDC にかかる情報の集約及び同情報の定期更新にかかる支援を行う。また、結果は上記(18)にて構築したシステムにて MoFALD へ報告できるように支援する。更に、本支援にて使用されたツールについては他郡においても使用されるよう MoFALD と共有する。

【成果5にかかる活動】

(20) LGCDP II 関連会議への参加及びプロジェクト成果の共有

LGCDP II 関連の会議に出席し、プロジェクトの進捗状況、成果、課題等を共有し、同プログラムとの親和性を確保すると共に、LGCDP II 内でのコミュニティ調停活動の統合を図る。

(21) 他開発ドナー及び NGO の活動の分析

LGCDP II 関連の会議に出席し、他開発ドナー及び NGO が実施する活動に関する情報を収集の上分析を行う。また行った分析結果に基づき、LGCDP II 内でのコミュニティ調停活動の統合にかかる問題点及び課題等を抽出し、MoFALD と協議し改善方法を提案する。

(22) ADR 関係者ネットワークの構築

これまでネパール政府及び ADR 関係者間のネットワークは存在していなかったため、これら関係者間で活動状況、成果及び課題等を共有し、関係者間のネットワークを構築するための定期会議を開催する。同会議開始時は各関係者間の緩やかなネットワーク構築を主眼としつつも、本プロジェクト中盤からはコミュニティ調停実施における調整会議として機能し、また MoFALD が主体的に会議を開催して行けるよう指導する。また、同会議の持続性の観点から、全体の調整にはネパール人材を起用し、ネパール政府が継続的に実施できる仕組みを構築する。

(23) 調停評議会及び最高裁判所からの情報収集及び分析

調停評議会は調停活動全般を監督する立場であり、調停評議会議長は最高裁判所判事であることから、ロードマップ作成及び普及段階において司法的な観点からのコメントが出されることが想定される。よって、司法分野との整合性を確保しつつ円滑にコミュニティ調停の制度化を進めるべく、調停評議会及び最高裁判所から随時情報収集を行い、司法的観点からの重要事項を分析し整理の上、MoFALD と共有する。

(24) コミュニティ調停理解促進のための調停評議会に対するセミナー実施

コミュニティ調停実施においては、他の開発ドナー及びNGOの現場経験に基づき作成及び改善された研修カリキュラムや行動規範が活用されていることから、司法的観点からの重要事項を含めつつも、これまでのコミュニティ調停支援における蓄積が十分に活用されたロードマップ作成及び普及が行えるよう、調停評議会に対しコミュニティ調停の重要性及び有効性理解促進のためのセミナーを実施する。セミナーはロードマップ作成作業開始時及び作成後の2回、各1日程度、10-15名程度の参加を想定している。

【成果6にかかる活動】

(25) プロジェクト活動広報素材の作成

プロジェクト活動の状況及び成功事例等を取りまとめた広報素材（全体で1000部程度を想定）を作成し、関係者に配布する。

(26) 広報及び啓発活動の実施

これまでコミュニティ調停は国の制度として確立されておらず国民の認知度は決して高くないことから、ソーシャルマーケティング⁴を活用し、31郡におけるコミュニティ調停活動の広報、普及及び啓発活動を実施する。コンサルタントはプロポーザルにおいて具体的な実施方法を提案する。また、都市部と地方部では教育レベルや地域差があることから、これらには十分留意し活動を行う。

【全体にかかる活動】

(27) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）の開催

プロジェクト実施中には、以下内容を目的として、最低でも年に一度の頻度で開催する。JCCの役割やメンバーについては、R/Dを参照のこと。

- ・プロジェクトの活動計画の承認
- ・プロジェクトの全体的な進捗のレビュー
- ・プロジェクトの監督と評価・承認
- ・プロジェクト実施中に発生した主要課題についての意見交換

(28) 進捗レビュー委員会（Progress Review Committee: PRC）の開催

MoFALD内での活動進捗状況把握及び共有のため、プロジェクト実施中四半期ごとに開催する。議長はプロジェクト・マネージャー（MoFALD地方開発調整課長）とし、MoFALDからは地方開発調整課、LGCDP担当部局、ジェンダー及び社会包摂セクション、JICAか

⁴ ターゲットと同様に社会（公衆衛生、安全、環境、そしてコミュニティ）に便益をもたらすターゲットの行動に対して影響を与えるために、価値を創造し、伝達し、提供させるというマーケティングの原理および手法を適用するプロセス（P.コトラー（2009））

らは本プロジェクト専門家（本公示にて備上するコンサルタント）及び本プロジェクトで雇用するプロジェクトスタッフ、ネパール事務所担当者が参加する。進捗確認は **Monitoring Sheet** を活用して行い、参加者と同 **Monitoring Sheet** の内容を協議の上、基本的了解を得たものを半年に一度ネパール事務所に提出する。

（29）本プロジェクトに対する事務所実施モニタリングにかかる調整及び側面支援

ネパール事務所としてより適切な案件監理を可能とするべく、ネパール事務所に提出された **Monitoring Sheet** に基づき、半年に一度ネパール事務所が独自に雇用した専門家がモニタリングを実施する予定となっている。ついては、本モニタリング実施時の情報共有の他、調査にかかる調整や側面支援を行う等円滑なモニタリング実施への協力を行う。

（30）合同レビュー実施の支援

新モニタリング方法の導入によりこれまでの「中間レビュー」は廃止されたが、本プロジェクトでは **MoFALD** と合同でプロジェクトの進捗状況をレビューし、要すれば活動等の見直しにかかる協議をすることが合意されていることから、情報共有の他、レビューにかかる調整や側面支援を行う等円滑な実施への協力を行う。

（31）先行プロジェクトの定期的モニタリング調査（定点観測調査）実施にかかる調整及び側面支援

本プロジェクトの実施と並行して、先行プロジェクトの支援による平和で調和のとれた社会形成への影響・インパクト、更にはネパールにおける平和構築との関係を検証すべく、本部社会基盤・平和構築部が定期的なモニタリング調査（定点観測調査）を実施している。本調査においては先行プロジェクトのその後の経過を確認することから本案件との関連性は高く、また先行プロジェクトのみならず本プロジェクト関係者への調査等も必要となってくることも想定される。ついては、本調査実施時には情報共有の他、調査にかかる調整や側面支援を行う等円滑な調査実施への協力を行う。

7. 成果品等

（1） 報告書

本業務において各段階で作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務進捗報告書及びプロジェクト業務完了報告書とし、（3）の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、各報告書のカウンターパートへの説明、協議に際しては、事前に **JICA** に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

（成果品）

報告書名	提出時期	提出部数
------	------	------

業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 3 部
ワーク・プラン	案件着手時 (1 ヶ月以内)	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver.1	案件着手時 (1 ヶ月以内)	英文 5 部
ベースライン調査報告書	調査終了後 1 ヶ月以内	英文 10 部、CD-R
コミュニティ調停普及のための ロードマップ	ロードマップ作成直後	英文 10 部、CD-R
Monitoring Sheet Ver.2	前 Ver.提出 6 か月後	英文 5 部
プロジェクト業務進捗報告書 1	案件開始から 1 年後	和文 3 部、CD-R
Monitoring Sheet Ver.3	前 Ver.提出 6 か月後	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver.4	前 Ver.提出 6 か月後	英文 5 部
プロジェクト業務進捗報告書 2	案件開始から 2 年後	和文 3 部、CD-R
Monitoring Sheet Ver.5	前 Ver.提出 6 か月後	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver.6	前 Ver.提出 6 か月後	英文 5 部
プロジェクト事業完了報告書	案件終了 1 か月前 直近の Monitoring Sheet I 及び II の更新	英文 10 部 和文要約 5 部も作成 CD-R

プロジェクト完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目 (案) は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(1) プロジェクト業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要 (背景、経緯、目的)
- ② プロジェクトの実績 (成果、投入実績、PDM の変遷)
- ③ 活動実績 (業務フローチャートに沿って記述)
- ④ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- ⑤ プロジェクトの目標の達成度
- ⑥ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑦ 次期活動計画

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- イ) PDM (最新版、変遷経緯)
- ロ) 業務フローチャート
- ハ) 詳細活動計画
- ニ) 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ホ) 第三国研修実績

- へ) 供与機材・携行機材実績 (引渡リストを含む)
- ト) 合同調整委員会等議事録等
- チ) その他活動実績

(2) プロジェクト事業完了報告書

- ① プロジェクトの概要 (背景、経緯、目的)
- ② プロジェクトの実績 (成果、投入実績、PDM の変遷)
- ③ 活動実績
- ④ プロジェクトの目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ プロジェクトの全体総括 (プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等))
- ⑦ 総括所感 (今後の支援の方向性)
添付資料 (和文に添付する資料は英文でもかまわない。)

(3) 技術協力成果品等

本業務の成果として作成される以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、プロジェクト完了報告書に添付して提出すること。

- ① ベースライン調査報告書
- ② ADR 活動マッピング
- ③ 先行プロジェクト成功事例集
- ④ コミュニティ調停普及のためのロードマップ
- ⑤ DDC・VDC 行政官向けコミュニティ調停運営管理研修・オリエンテーション教材
- ⑥ コミュニティ調停人マスタートレーナー技術研修教材 (改定した場合のみ)
- ⑦ コミュニティ調停センター設立ガイドライン
- ⑧ VDC・DDC・MoFALD 間モニタリング及び報告ツール

(4) その他の提出物

- ① 議事録等
各報告書にかかるネパール側との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。
- ② カウンターパートへの提出文書
ネパール側に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。
- ③ コンサルタント業務従事月報及び業務報告
コンサルタント業務従事月報及びプロジェクト全体の進捗状況を A4 版 2～3 枚程度に取りまとめ、翌日 10 日までに JICA に提出する。

④ 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による情報収集資料リストを付した上で、JICA に提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の行程

本業務は2015年5月下旬に開始し約36か月後の終了を目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約81.70 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す業務配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。記載の各付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。但し、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／紛争解決制度（1号）
- ② 地方行政／コミュニティ分析（3号）
- ③ 紛争分析／モニタリング
- ④ 業務調整／研修企画

(3) 相手国側の便宜供与

2015年2月2日に署名済みの討議議事録（R/D）に基づく。

3. 配布資料／閲覧資料

(1) 配布資料

- ① 2015年2月2日に署名・交換済みの討議議事録（R/D）（2014年5月2日に署名のM/M含む）
- ② 事前評価表（案）
- ③ Monitoring Sheet (version 0)
- ④ コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト終了時評価調査結果要約表（案）

(2) 閲覧資料

ネパール国 コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト(延長第1年次)プロジェクト完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=100001767>

ネパール国迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/573257E16D4B0C87492>

57B520079E3F4?OpenDocument&pv=VW02040104

法整備支援アドバイザー

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/FD938EB062C3E06A492577E30079EB8C?OpenDocument&pv=VW02040104>

4. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。その費用は本見積りに含めること。なお、本業務に関して JICA からは車両 2 台及びバイク 2 台が貸与される。

5. 現地再委託

経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

6. 輸出管理

本業務において調達する供与機材及び携行機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関する其他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、発注者に対して所定の様式により報告するものとする。また、本業務により調達した機材を含め、受注者が当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ネパール事務所、在ネパール日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、会計年度

ごとの精算は必要ない。

以上